誓　約　書　　　　　　　（理事変更時の様式例）

変更を届け出る役員等に応じて作成してください。

福井県知事　○○　○○　様

学校法人○○学園の各理事について、次に適合していることを誓約します。

１　私立学校法第３１条第１項各号および第２項に掲げる次のいずれにも該当しない者であること

一　心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として私立学校法施行規則第１０条で定めるもの

二　学校教育法第９条各号に掲げる次のいずれかに該当する者

ア　拘禁刑以上の刑に処せられた者

イ　教育職員免許法第１０条第１項第二号または第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者

ウ　教育職員免許法第１１条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、３年を経過しない者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

三　私立学校法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

四　学校法人が私立学校法第１３５条第１項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前３０日以内に当該学校法人の役員であった者でその解散の日から２年を経過しないもの

五　私立学校法第３３条第３項もしくは第４８条第２項の訴えに基づく確定判決によって当該学校法人の役員を解任され、または第１３３条第１０項の規定による勧告を受けて当該学校法人の役員を解任され、解任の日から２年を経過しない者

２　監事または評議員を兼ねる者でないこと

３　理事のうちに、私立学校法第３１条第４項各号に掲げる次の者が含まれていること

一　当該学校法人の設置する私立学校の校長（園長）

二　その選任の際現に当該学校法人の役員および職員ならびに子法人役員および子法人に使用される者のいずれでもない者（理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員等でなかった者はいずれでもない者とみなす）

４　他の２人以上の理事、１人以上の監事または２人以上の評議員と私立学校法第３１条第６項に規定する特別利害関係を有する者（配偶者、三親等以内の親族、その他特別な利害関係として私立学校法施行規則第１２条で定める関係者）が含まれていないこと

５　他の理事のいずれかと、特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の３分の１を超えていないこと

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　学校法人〇〇学園

　　　　　　　　　　　　　理事長　〇〇　〇〇（記名または署名）

誓　約　書　　　　　　　（監事変更時の様式例）

福井県知事　○○　○○　様

学校法人○○学園の各監事について、次に適合していることを誓約します。

１　私立学校法第４６条第１項各号に掲げる次のいずれにも該当しない者であること

一　心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として私立学校法施行規則第１０条で定めるもの

二　学校教育法第９条各号に掲げる次のいずれかに該当する者

ア　拘禁刑以上の刑に処せられた者

イ　教育職員免許法第１０条第１項第二号または第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者

ウ　教育職員免許法第１１条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、３年を経過しない者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

三　私立学校法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

四　学校法人が私立学校法第１３５条第１項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前３０日以内に当該学校法人の役員であった者でその解散の日から２年を経過しないもの

五　私立学校法第３３条第３項もしくは第４８条第２項の訴えに基づく確定判決によって当該学校法人の役員を解任され、または第１３３条第１０項の規定による勧告を受けて当該学校法人の役員を解任され、解任の日から２年を経過しない者

２　評議員もしくは職員または子法人役員（監事もしくは監査役またはこれらに準ずる者を除く）もしくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと

３　監事のうちに、他の監事または２人以上の評議員と特別利害関係を有する者（配偶者、三親等以内の親族、その他特別な利害関係として私立学校法施行規則第１２条で定める関係者）が含まれていないこと

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　学校法人〇〇学園

　　　　　　　　　　　　　理事長　〇〇　〇〇（記名または署名）

誓　約　書　　　　　　（評議員変更時の様式例）

福井県知事　○○　○○　様

学校法人○○学園の各評議員の資格および評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。

１　私立学校法第６２条第１項および第２項に掲げる次のいずれにも該当しない者であること

一　心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として私立学校法施行規則第１０条で定めるもの

二　学校教育法第９条各号に掲げる次のいずれかに該当する者

ア　拘禁刑以上の刑に処せられた者

イ　教育職員免許法第１０条第１項第二号または第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者

ウ　教育職員免許法第１１条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、３年を経過しない者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

三　私立学校法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

四　学校法人が私立学校法第１３５条第１項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前３０日以内に当該学校法人の役員であった者でその解散の日から２年を経過しないもの

五　私立学校法第３３条第３項もしくは第４８条第２項の訴えに基づく確定判決によって当該学校法人の役員を解任され、または第１３３条第１０項の規定による勧告を受けて当該学校法人の役員を解任され、解任の日から２年を経過しない者

２　評議員のうちに、私立学校法第６２条第３項各号に掲げる次の者が含まれていること

一　当該学校法人の職員

二　当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢２５歳以上の者（前号に掲げる者を除く）

３　評議員のうちに、他の２人以上の評議員と特別利害関係を有する者（配偶者、三親等以内の親族、その他特別な利害関係として私立学校法施行規則第１２条で定める関係者）が含まれていないこと

４　当該学校法人の職員である評議員の数が評議員の総数の３分の１を超えていないこと

５　理事または理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の２分の１を超えていないこと

６　役員または他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者ならびに子法人役員および子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の６分の１を超えていないこと

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　学校法人〇〇学園

　　　　　　　　　　　　　理事長　〇〇　〇〇（記名または署名）

誓　約　書　　　　（会計監査人変更時の様式例）

福井県知事　○○　○○　様

学校法人○○学園の会計監査人について、次に適合していることを誓約します。

私立学校法第８１条第３項各号に掲げる次のいずれにも該当しない者であること

一　公認会計士法の規定により、第１０３条第２項に規定する計算書類について監査をすることができない者

二　学校法人の子法人もしくは子法人役員から公認会計士もしくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者またはその配偶者

三　監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　学校法人〇〇学園

　　　　　　　　　　　　　理事長　〇〇　〇〇（記名または署名）